

下記のとおり質問します

工事名(淡路市公共施設等照明設備LED化ESCO事業)

NO	質疑	回答
1	<p>募集要項 2頁 参加条件 (1)参加形態イ</p> <p>「単体企業で応募する場合は、本市の区域内に本店(本社)があること。」とありますが、単体企業として応募する場合に限られる条件であり、グループでの応募の場合は、全構成員が淡路市の区域内に本店を有していなくても差し支えないという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
2	<p>募集要項 2頁 参加条件 (4)参加資格</p> <p>「統括役割を担う者は(エ) 経常利益が直近3か年連続で赤字でないこと。」とありますが、例えば、直近3期の経常利益が『黒字 → 赤字 → 黒字』の場合は要件を満たすと解釈してよろしいでしょうか。逆に『赤字 → 赤字 → 赤字』のように3期連続で赤字となっている場合のみ、要件を満たさないという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
3	<p>募集要項 5頁 質問の受付及び回答</p> <p>提出期間中であれば質疑は何回でも提出してもよいという認識でよろしかったでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
4	<p>募集要項 6頁 参加申請 (1)提出書類及び提出部数</p> <p>グループで参加する場合3ESCO事業又は大規模な照明設備LED化事業実施実績一覧表、4財務諸表につきましては、統括役割のみの提出でしょうか、全ての構成員が提出でしょうか。</p>	統括役割を担う者のみ提出ください。
5	<p>募集要項 6頁 参加申請 (1)提出書類及び提出部数</p> <p>参加表明書について、印鑑を押すところがありませんが、全様式押印レスという認識でよろしかったでしょうか。また、押印が必要な場合、質問回答後の押印となると参加表明書類提出期限に間に合わない可能性があります。その場合、押印が必要な書類のみ後日提出という形でもよろしいでしょうか。</p>	<p>参加申請にかかる様式について、押印が必要となるのは関心表明書(様式3-4)のみです。</p> <p>押印は参加表明書提出期限に間にあわせてください。</p>

6	<p>募集要項 6頁 参加申請 (1)提出書類及び提出部数</p> <p>関心表明書の提出は、あくまでも本事業に関心のある企業を把握することを目的としており、提出した企業が、事業者選定後に必ず一次下請けとして事業スキームに参画しなければならないというものではないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>関心表明書を提出した一次下請業者は、必ず事業に参画してください。</p>
7	<p>募集要項 7頁 ウォークスルー調査</p> <p>ウォークスルー調査で確認できる施設はこちらで希望を出すことはできますでしょうか。また実施期間内であれば何日かに分けて調査させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>希望施設を提出いただけます。実施期間内であれば何日かに分けて調査いただけます。</p>
8	<p>募集要項 6頁 参加申請 (1)提出書類及び提出部数</p> <p>電子メールを記入する欄がございますが、ここには各社代表者のメールアドレスではなく、担当者のメールアドレスを記入するという認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
9	<p>募集要項 8頁 企画提案書の提出</p> <p>提案書には導入予定のLED 照明の入仕様書(外形、消費電力等記載あり)が必要であるとの認識です。その場合、提出書類は両面印刷で40ページを超える可能性があります。納入仕様書は40ページに含まないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
10	<p>募集要項 8頁 企画提案書の提出</p> <p>企画提案者名を記載しないこととありますが、機器のメーカーについては記載してもいいという認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
11	<p>機器・工事仕様書 2頁 事業内容</p> <p>「別紙2「照明器具一覧表」に記載している既設照明器具の数量及び仕様等は参考とする。」とありますが、別紙2はどこに掲載がありませんでしょうか。</p>	<p>誤 別紙2「照明器具一覧表」 正 様式4-6「施設別内訳」の既存照明項目</p>

12	<p>機器・工事仕様書 2頁 事業内容</p> <p>① 「対象施設の照明器具の設置状況を踏まえて自ら行った提案を基に」とありますが、ウォークスルー調査は立入可能な部屋のみでの調査となること、事業者で確認できる箇所が違うことが予想されるため、ウォークスルー調査で様式4-6の既存照明と設置状況が異なっても様式4-6の既存照明を正とする認識でよろしかったでしょうか。</p> <p>② 様式4-6と配布資料の図面は相違がありますでしょうか。相違があった場合についても様式4-6を正とする認識でよろしかったでしょうか。</p> <p>③ 工事費の積算についても現地確認で得た情報をもとに積算すると、事業者で同等の現地情報を取得することができず、工事費算出結果が各社異なることが予想されます。そのため、提案書提出資料は現地確認で得た情報は積算対象外とし、図面から得た情報のみで積算し、費用が増減する分については事業者選定後、別途協議でよろしかったでしょうか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②お見込のとおりです。</p> <p>③事業者決定後の金額の増減は原則認められません。</p>
13	<p>機器・工事仕様書 3頁 納入物件</p> <p>「受注者は電子媒体(CAD、TIFF、PDF、Excel等)で照明設備台帳、施工図面(プロット図程度)、施工写真(着手前、着手後の代表写真程度)、メーカー機器完成図、関係官庁届出書類及び省エネルギー効果の検証結果を提出すること。」とありますが、施工図面については完成図書として適切な品質が求められると認識しております。そのため、施工図面を簡易的にExcel等で作成するのではなく、CADなどの設計ソフトウェアを用いて正式な図面として作成し、それをPDF形式に変換して提出するとの認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>仕様書に記載のとおりです。</p>
14	<p>機器・工事仕様書 3頁 LED照明の仕様</p> <p>「別紙①対象施設一覧表に示す既設照明器具と同等以上のLED照明を調達すること。」とありますが、別紙1には既設照明器具が示されておりません。どの資料をもって既設照明器具と同等以上のLED照明を選定・調達すればよろしいでしょうか。</p>	<p>様式4-6「施設別内訳」の既存照明項目参照</p>

15	<p>機器・工事仕様書 5頁 LED照明の仕様 (4)高天井器具</p> <p>「屋内運動場等における高天井LED照明の昇降装置については、安全を考慮して撤去すること。」とありますが、昇降装置にオートリフター制御盤は含まれないとの認識でよろしかったでしょうか。既設オートリフター制御盤は壁面埋設等の状況が想像され、撤去後の復旧工事が意匠等を勘案すると提案時点では工事費の積算が困難であると想像されます。 提案時点では、一旦電源ケーブルを分電盤の端子にて切り離して分電盤より抜去し操作不要等の掲示をすとの工事費積算で問題ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
16	<p>機器・工事仕様書 6頁 LED照明の仕様 (6)その他</p> <p>「ダウンライト、スポットライト、ブラケット及びガーデン灯等で、白熱球又は蛍光球をLED球に交換することにより容易にLED化できるものは、球交換で対応することができる。ただし、球交換で対応する場合は施工図面でその旨を示し、本市の承諾を得ること。」とありますが、淡路市さまからの承諾を得るのは提案書提出前でしょうか。 正常かつ安全な使用の観点からは器具ごとの交換が望ましいと考えられますが、球交換で対応することにより、評価配点が高くなるという可能性はあるのでしょうか。</p>	<p>承諾を得るのは企画提案書提出前ではありません。</p> <p>LED照明の交換方法によって評価点が変わることはありません。</p>
17	<p>様式4-6</p> <p>様式4-6について、産廃費は工事代に含むという認識でよろしかったでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
18	<p>様式4-6</p> <p>【様式4-6】浦保育園のLED照明色温度と必要光束(N列、O列)に異なった数値が入力されていると考えられます。ご確認のほどよろしくお願いいたします。宜しければ資料差し替え又は適正な数値をご教授ください。</p>	修正版(【様式4-3,4-5,4-6】C施設群)を配布いたします。

<p>19</p>	<p>機器・工事仕様書 4頁 LED照明の仕様 (2)直管型LEDランプ</p> <p>「安定器を残置する場合は端末処理を施すこと。また、正常かつ安全に使用するために必要な調整および工事を行うこと」とありますが、安定器の残置について、一般社団法人 日本照明工業会 JLMA301では、以下の理由から安定器を残したままの使用(安定器残置)を推奨していません。利用者や職員の安全性・維持管理・責任分界点の明確化の観点から、やむをえず直管LEDにて改造工事を行う場合、不要となる既設安定器は撤去するとの認識でよろしいでしょうか？</p> <p>※安定器撤去理由 G13誤認防止: 将来的な保守作業で蛍光灯器具と誤認されるリスクがあるため、安定器は取り外すべきとされています。 安全性の確保: 安定器を残したまま使用すると、LED光源の故障や発煙・発火事故のリスクが高まる可能性があります。 電氣的互換性の問題: 蛍光灯とLEDでは電気特性が異なるため、安定器を介した接続は不適切です。</p> <p>尚G13ソケットを持つ既設蛍光灯器具を利用したLED化改造工事における安全性確保のためのお願ひ文書ガイド301で蛍光灯器具内の安定器は、将来的な保守作業の際に蛍光灯器具と誤認されることを防止するため、取り外す。と記載されています。(別紙1, 別紙2を参照)</p> <p>「ダウンライト、スポットライト、ブラケット及びガーデン灯等で、白熱球又は蛍光球をLED球に交換することにより容易にLED化できるものは、球交換で対応することができる。ただし、球交換で対応する場合は施工図面でその旨を示し、本市の承諾を得ること。」とありますが、淡路市さまからの承諾を得るのは提案書提出前でしょうか。 正常かつ安全な使用の観点からは器具ごとの交換が望ましいと考えられますが、球交換で対応することにより、評価配点が高くなるという可能性はあるのでしょうか。</p>	<p>機器・工事仕様書に記載のとおりです。</p>
-----------	---	---------------------------

20	<p>機器・工事仕様書 4頁 LED照明の仕様 (2)直管型LEDランプ</p> <p>「ソケット、電線、電源ターミナル等に変色、硬化、ひび割れ、芯線露出などがいないか既設照明器具の状態を確認し、交換が必要なものは交換し、安全に設置するものとする。」とありますが、外部から目視での判断は困難であると思われます。日本照明工業会は10年以上経過した照明器具は外観だけでは判断できない器具の劣化が進んでいますと明記がありJISでは交換の目安を10年としています。</p> <p>以上の理由から10年以上経過した照明器具を直管LEDにて改造工事を行う場合は、ソケット等は交換をすとの認識で宜しいですか。(別紙3参照)</p>	<p>機器・工事仕様書に記載のとおりです。ソケット交換を提案する場合は、企画提案書に明記ください。</p>
21	<p>機器・工事仕様書 6頁 改修工事仕様</p> <p>「ソケット、電線、電源ターミナル等に変色、硬化、ひび割れ、芯線露出などがいないか既設照明器具の状態を確認し、交換が必要なものは交換し、安全に設置するものとする。」とありますが、外部から目視での判断は困難であると思われます。日本照明工業会は10年以上経過した照明器具は外観だけでは判断できない器具の劣化が進んでいますと明記がありJISでは交換の目安を10年としています。</p> <p>以上の理由から10年以上経過した照明器具を直管LEDにて改造工事を行う場合は、ソケット等は交換をすとの認識で宜しいですか。(別紙3参照)</p>	<p>No.20と同じ</p>
22	<p>様式4-3, 4-5, 4-6 各施設群</p> <p>交換方式で「器具交換」を選択した際、ランプ光束では無く、全光束の考え方で、照明設計や器具選定を実施してもよろしいでしょうか。全光束は「照明器具とランプを組み合わせた値」となり、実際室内の照度や明るさに近い指標になると考えます。</p> <p>※別紙4: 器具交換の考え方 別紙5: 器具交換一覧表 別紙6: 照度分布図①～⑩ をご参照ください。</p>	<p>器具交換の場合、様式4-6に記載のランプ光束を参考に本数を乗じた数値の器具光束を満たす製品を選定ください。</p> <p>(例) 2灯式器具(1本あたり3,300lmの仕様)の場合 3,300lm×2 6,600lmを満たす器具光束の製品を選定ください。</p>

23	<p>機器・工事仕様書 6頁 改修工事仕様</p> <p>やむをえず直管LEDにて改造工事を行った場合、使用者(市職員等)がLEDランプを簡単に取付け取外しできるものは、安全性の確認が取れないと、電気用品安全法での記載があります(日本照明工業会) 本事業件においては、LEDランプ交換による、電源短絡などの不安全状態の発生を防ぐためにも、容易な交換が出来ないように施工することが必要ということで宜しいですか。</p>	機器・工事仕様書に記載のとおりです。
24	<p>機器・工事仕様書 7頁 LED照明の保証等</p> <p>LED照明の保証期間は引渡し後3年とし、保証期間内については、交換費用等を受注者において負担するものとする。ただし、受注者が発注者に提出した企画提案書において3年を超える保証期間の提案を行った場合は、当該提案内容に基づく保証内容とし、当該保証期間内は、費用を受注者において負担するものとする。とありますが、やむをえず直管LEDにて改造工事を行った場合は、改造器具も補償の対象とすることよろしいでしょうか。</p>	保証の対象とする場合は、企画提案書に明記ください。
25	<p>淡路島の労働基準監督署に確認したところビス打ちもアスベスト工事に該当との回答ですが、当該工事においても所管の基準局見解に準じた対応が必須でしょうか。 また該当する場合につきましては、検体検査もしくははみなし施工を実施する認識で宜しいでしょうか。</p>	お見込のとおりです。
26	<p>様式4-6</p> <p>様式4-6に記載の光束(lm)について、記載の数値以上の製品を選定する認識でよろしいでしょうか。 また2灯式の場合は1灯当たり2,500lm以上の場合、5,000lm以上の製品を選定する認識で宜しかったでしょうか。</p>	お見込のとおりです。
27	<p>製品重量による安全性の観点から、既存蛍光灯と比較し一般的な蛍光灯器具に設置するLED直管ランプ(40W型 FL40,HF32など)は何g以下の選定を行えば良いでしょうか。</p>	防水等の特殊な照明を除き、250g以下で選定ください。
28	<p>募集要項8頁 提出書類 企画提案書</p> <p>企画提案書に関しまして、A4用紙で40ページ以内とありますが、20ページの両面印刷で40ページという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

29	<p>募集要項2頁 参加条件</p> <p>(4)参加資格に関しまして、カ の期間に関しましては、オ と同じく公募開始日から基本協定締結の日までという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
30	<p>機器・工事仕様書 6頁 改修工事仕様</p> <p>本施設は高所作業も伴います。作業員及び市民の安全性確保の観点から高所作業においては、無足場工法(ブランコ作業等)の高所作業は不可であり、【足場の組立て等作業主任者】が高所作業に携わり、各所にて適正な足場や高所作業台を設置して作業を実施するとの認識でよろしいですか。</p>	お見込みのとおりです。